

令和 8 年 7 月 21 日（火）開催
（2026 年）

市税審議会資料

再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて

1 概要

令和8年度税制改正において、現在わがまち特例の対象としている再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備について、対象をペロブスカイト太陽電池に限定して、参酌基準の見直しが行われました。また風力発電設備についても、参酌基準の見直しが行われ、全再生エネルギー発電設備について、その適用期間が3年間延長されました。

つきましては、本市市税条例で定める課税標準の特例割合を、ペロブスカイト太陽電池については $1/2$ 、陸上風力発電設備については $2/3$ とすることについて諮問するものです。

2 対象税目

償却資産に対する固定資産税

3 固定資産税の課税標準特例措置の内容

(1) ペロブスカイト太陽電池

(ア) 対象者

ペロブスカイト太陽電池の所有者

(イ) 対象となる資産

ペロブスカイト太陽電池のうち、グリーンイノベーション基金の採択事業者が生産した設備

(ウ) 資産の取得期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

(エ) 特例の適用期間

新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間

(オ) 国が示す特例割合の範囲 $1/3 \sim 2/3$ (参酌基準は $1/2$)

(カ) 本市が市税条例で定める特例割合 $1/2$

(2) 風力発電設備

(ア) 対象者

風力発電設備のうち、陸上風力発電設備の所有者

(イ) 対象となる資産

陸上風力発電設備のうち、地球温暖化対策推進法等に基づき設置される設備

(ウ) 資産の取得期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

(エ) 特例の適用期間

新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間

(オ) 国が示す特例割合の範囲 $1/2 \sim 5/6$ (参酌基準は $2/3$)

(カ) 本市が市税条例で定める特例割合 $2/3$

4 参考資料

資料Ⅰ-1 太陽光発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

資料Ⅰ-2 風力発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

資料Ⅰ-3 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

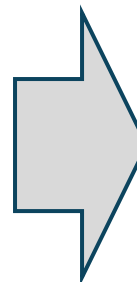
資料Ⅰ-4 ペロブスカイト太陽電池の写真

太陽光発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

改正前	
-----	--

条 文	地方税法附則第15条第25項第1号イ
対 象 資 産	太陽光発電設備のうち、1,000kw未満の発電設備
資産取得期間	R6.4.1~R8.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	2/3を参酌して1/2以上5/6以下 【3/6 - 4/6(参酌基準) - 5/6】
本市特例割合	2/3

条 文	地方税法附則第15条第25項第3号イ
対 象 資 産	太陽光発電設備のうち、1,000kw以上の発電設備
資産取得期間	R6.4.1~R8.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	3/4を参酌して7/12以上11/12以下 【7/12 - 9/12(参酌基準) - 11/12】
本市特例割合	3/4



改正後	
-----	--

条 文	地方税法附則第15条第24項第1号ニ
対 象 資 産	ペロブスカイト太陽電池に限定
資産取得期間	R8.4.1~R11.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	1/2を参酌して1/3以上2/3以下 【2/6 - 3/6(参酌基準) - 4/6】
本市特例割合	1/2

風力発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

改正前	
条 文	地方税法附則第15条第25項第1号ロ
対 象 資 産	風力発電設備のうち、20kw以上の発電設備
資産取得期間	R6.4.1~R8.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	2/3を参酌して1/2以上5/6以下 【3/6 - 4/6(参酌基準) - 5/6】
本市特例割合	2/3
条 文	地方税法附則第15条第25項第3号ロ
対 象 資 産	風力発電設備のうち、20kw未満の発電設備
資産取得期間	R6.4.1~R8.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	3/4を参酌して7/12以上11/12以下 【7/12 - 9/12(参酌基準) - 11/12】
本市特例割合	3/4



改正後	
条 文	地方税法附則第15条第24項第3号イ
対 象 資 産	陸上風力発電(温対法・農山漁村再エネ法)
資産取得期間	R8.4.1~R11.3.31
特例適用期間	新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年間
国が示す特例割合の範囲	2/3を参酌して1/2以上5/6以下 【3/6 - 4/6(参酌基準) - 5/6】
本市特例割合	2/3

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長（固定資産税）

- 第7次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。
- 再エネ発電設備の固定資産税を3年間にわたり、一定割合軽減する措置について、地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、太陽光は、シリコン系を対象外とした上で、国産再エネであるペロブスカイトを拡充。また、風力は、洋上風力を拡充し、陸上風力を地域共生案件へ対象を限定。その上で、全再エネ電源で、適用期限を令和11年3月31日まで延長する（適用期間を現行の2年間から3年間へ長期化）。

改正概要

【適用期間：令和10年度末までの**3年間**】※改正前の適用期間は2年間

対象設備	区分	課税標準（※1）
太陽光 発電設備	1,000kW以上	3/4 （7/12～11/12）
	1,000kW未満	2/3 （1/2～5/6）
風力 発電設備	20kW以上	2/3 （1/2～5/6）
	20kW未満	3/4 （7/12～11/12）
中小水力 発電設備	5,000kW以上	3/4 （7/12～11/12）
	5,000kW未満	1/2 （1/3～2/3）
地熱 発電設備	1,000kW以上	1/2 （1/3～2/3）
	1,000kW未満	2/3 （1/2～5/6）
バイオマス 発電設備 2万kW未満	1万kW以上	2/3 （1/2～5/6）※2
	1万kW未満	1/2 （1/3～2/3）

区分	課税標準（※1）
ペロブスカイト太陽電池 （GI基金の採択事業者の生産品に限る）	1/2 （1/3～2/3）
洋上風力 （再エネ海域利用法）	3/5 （1/2～7/10）
洋上風力 （港湾法） 陸上風力 （温対法・農山漁村再エネ法）	2/3 （1/2～5/6）
5,000kW以上	変更無し
5,000kW未満	
1,000kW以上	
1,000kW未満	
1万kW未満	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 現行制度では、一般木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分は6/7。改正後は1万kW以上の区分について特例措置の対象から除く。

ペロブスカイト太陽電池

軽量で柔軟という特徴を持ち、弱い光でも発電しやすく、これまで設置できなかった場所にも活用が可能な次世代型太陽電池

フィルム型



(出典) 積水化学工業(株)

ガラス型



(出典) パナソニック HD(株)

(2026 年)

市 税 審 議 会 資 料

税 務 部 資 産 税 課

バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置の創設について

1 概要

平成 30 年度から、不特定多数の者、または主として高齢者や障がい者が利用する建築物（以下「特別特定建築物」という。）のうち、劇場・音楽堂に対し、基準に適合するバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税等の減額が措置されてきました。令和 8 年度税制改正において、適用対象について、特別特定建築物のうち、政府の補助を受けて、改修工事を行ったものに拡充されました。また、減額割合について $1/3$ であったところ、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されました。

つきましては、本市市税条例で定める減額割合を $1/3$ とすることについて諮問するものです。

2 対象税目

家屋に対する固定資産税・都市計画税

3 固定資産税等の減額措置の内容

(ア) 対象者及び対象資産

政府の補助を受けてバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物の所有者

(イ) 改修工事完了日の期間の範囲

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

(ウ) 減額の適用期間

改修工事が完了した日の属する年の翌年 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 2 年間

(エ) 国が示す減額割合の範囲 $1/6 \sim 1/2$ （参酌基準は $1/3$ ）

(オ) 本市が市税条例で定める減額割合 $1/3$

4 参考資料

資料 2-1 バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に関する改正内容

資料 2-2 新バリアフリー税制のイメージ（令和 8 年度から）

バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に関する改正内容

改正前

条 文	地方税法附則第15条の11第1項
対 象 資 産	建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修工事が行われた劇場・音楽堂等
工事完了日の期間の範囲	H30.4.1~R8.3.31
減額適用期間	改修工事が完了した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から2年間
国が示す減額割合の範囲	1/3(一律)



改正後

条 文	地方税法附則第15条の11第1項
対 象 資 産	政府の補助を受けてバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物
工事完了日の期間の範囲	R8.4.1~R11.3.31
減額適用期間	改修工事が完了した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から2年間
国が示す減額割合の範囲	1/3を参酌して1/6以上1/2以下 【1/6 - 2/6(参酌基準) - 3/6】
本市減額割合	1/3

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

改正後

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象

適用イメージ

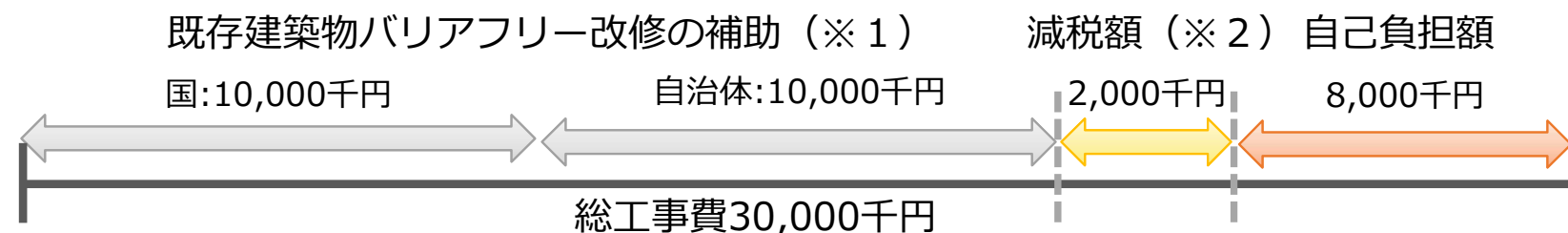


バリアフリースイートの整備



エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイート及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



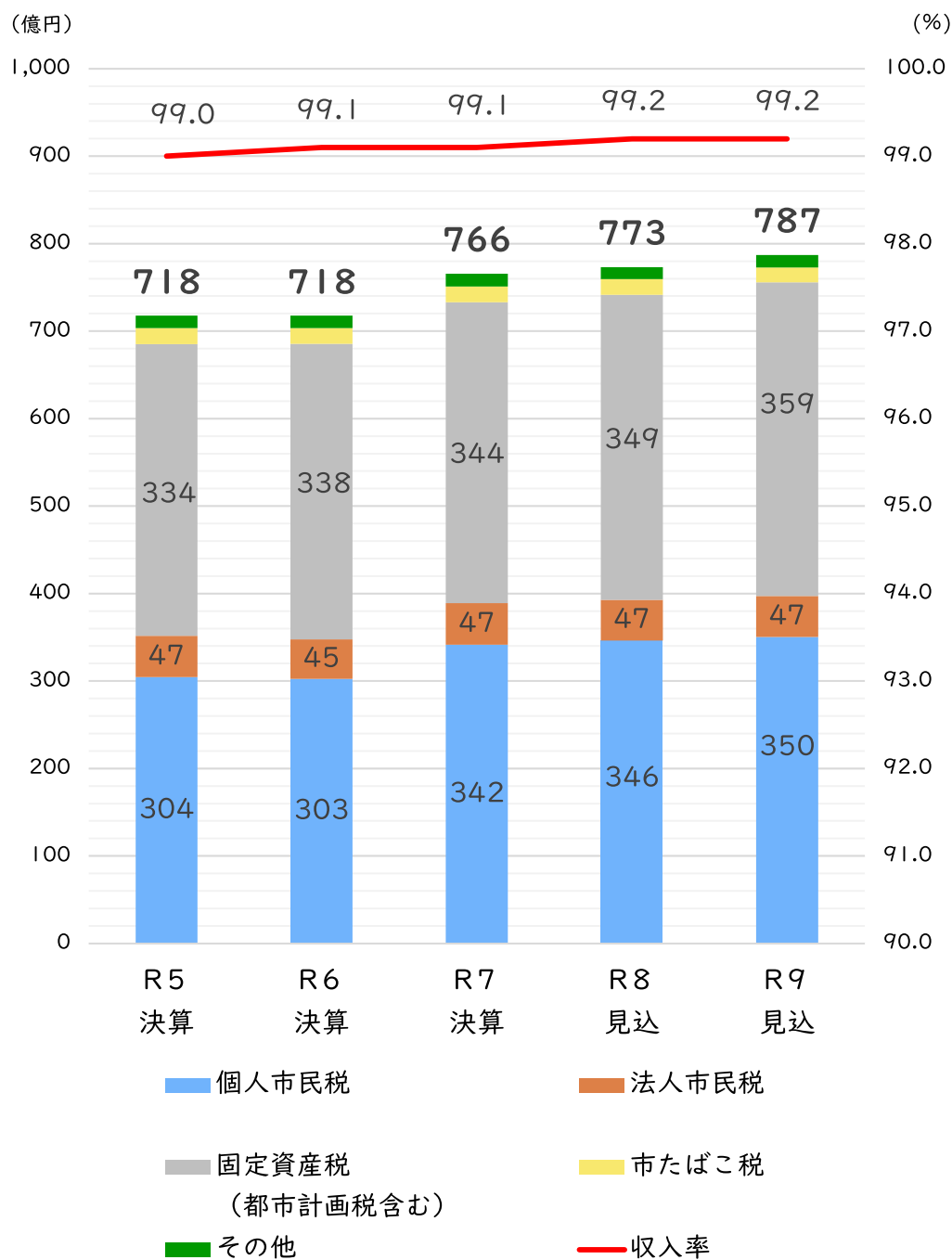
補助 + 特例により自己負担率を約 **1/4** に軽減（補助66.7% + 税特例6.7%）

令和8年度税制改正について(吹田市に影響のある主な項目)

税目	内容	条例改正
個人住民税	① 給与所得控除の引上げ 【改正前】65 万円 【改正後】74 万円	—
	② 扶養親族等の所得要件の引上げ 【改正前】58 万円 【改正後】62 万円	—
	③ 住宅借入金等特別税額控除を5年延長 【改正前】令和8年度 【改正後】令和 13 年度	要
	④ ふるさと納税制度の見直し 【改正後】特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額(現行:個人住民税所得割の2割)とする。 (市民税)115 万 8 千円(府民税)77 万 2 千円(個人住民税合計)193 万円	—
	⑤ ひとり親控除の控除額の引上げ 【改正前】30 万円 【改正後】33 万円	要
固定資産税	⑥ 新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長 ・床面積要件の引き下げ 【改正前】50 ㎡以上 280 ㎡以下 【改正後】40 ㎡以上 240 ㎡以下 ・災害危険区域を除外 ・5 年間延長 【改正前】令和 8 年 3 月 31 日まで 【改正後】令和 13 年 3 月 31 日まで	—
	⑦ 固定資産税の免税点の見直し(償却資産) 【改正前】150 万円未満 【改正後】180 万円未満	—

税目	内容	条例改正
固定資産税	【わがまち特例】 ⑧ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 ・ペロブスカイト太陽電池・陸上風力発電設備に係る特例率を拡充 ・3年間延長 【改正前】令和8年3月31日 【改正後】令和11年3月31日	要
固定資産税 都市計画税	【わがまち特例】 ⑨ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充・延長 ・特別特定建築物全般(特別支援学校、老人ホームなど)に広げ、減額率を拡充 ・3年間延長 【改正前】令和8年3月31日 【改正後】令和11年3月31日	要
	⑩ 固定資産税の免税点の見直し(家屋) 【改正前】20万円未満 【改正後】30万円未満	—
軽自動車税	⑪ 環境性能割の廃止	要
	⑫ グリーン化特例(軽課)を2年間延長 【改正前】令和7年度 【改正後】令和9年度	要

令和5年度～令和9年度 市税の推移



市税納付手段の推移

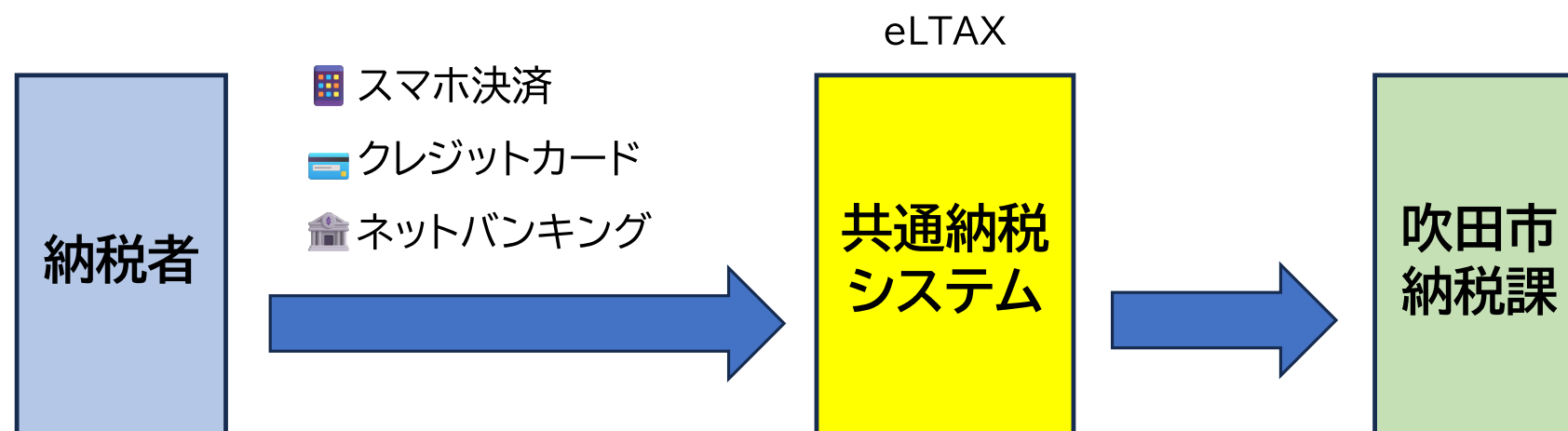
令和8年7月21日
市税審議会資料
税務部納税課

本市は、納税者の利便性向上と納付機会の確保を目的として、納付環境の整備を進めてきました。

これまでコンビニ収納、クレジットカード収納、スマートフォン決済を導入するとともに、国が進める地方税共通納税システム(eLTAX)にも対応し、キャッシュレス納付環境の充実を図っています。

開始年度	内 容
平成24年度(2012年度)	コンビニ収納
平成29年度(2017年度)	クレジットカード収納
令和元年度(2019年度)	国主導による地方税共通納税システムを利用した電子納税(法人市民税、事業所税、市府民税特別徴収分)
令和3年度(2021年度)	スマートフォンアプリ「PayPay」による収納
令和5年度(2023年度)	国主導による地方税共通納税システムを利用した電子納税(対象税目を拡大「固定資産税・都市計画税、軽自動車税」) 地方税統一QRコードを納付書に搭載
令和8年度(2026年度)	国主導による地方税共通納税システムを利用した電子納税(対象税目を拡大「市府民税(普通徴収)」) 地方税統一QRコードを納付書に搭載

令和5年度から、国が地方税統一QRコード(eL-QR)を導入し、全国共通の電子納付ができるようになりました



地方税統一QRコード導入のメリット

- ・スマートフォン決済アプリ数が大幅に増加（1種類 ➡ 29種類）
- ・納付可能な金融機関が大幅に拡大（市の指定金融機関のみ ➡ 全国の金融機関）
- ・利用上限額が大幅に拡大（30万円以下 ➡ 1,000万円未満）

納付書見本

※eLマーク(えるまーく)は地方税共通納税システムに対応する納付書であることを示すマーク。

QRコードを読み取って、スマートフォン決済アプリや、地方税共通納税システムを利用したクレジットカードでの納付等が可能です。

eLマーク

公 固定資産税 (償却資産) 大阪府吹田市 納入済通知書

加入者名	吹田市会計管理課	11期番号	00920-3-960183	納付額	102,800 円
市町村コード	272051	納付番号		納付区分	153
課税年度	05	期別	00	通知番号	
				使用期限	令和 5年 5月31日

2800920960183

02200000000000000001

コンビニ納税用

(911)926 102800-3 099001

収納代行会社

金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

総額金 円

手数料 円

合計 円

全

吹田 テスト 様

※eLマークは、地方税共通納税システムに対応する納付書であることを示すマークです。QRコードを読み取って、スマートフォン決済アプリや、地方税共通納税システムを利用したクレジットカードでの納付等が可能です。

公 大阪府吹田市 納付書

加入者名	吹田市会計管理課	11期番号	272051
11期番号	00920-3-960183	納付番号	
納付額	102,800 円	納付区分	153
使用期限	令和 5年 5月31日	納税者名	吹田 テスト 様
課税年度	05	期別	00
税目	固定資産税 (償却資産)	通知番号	

全

C73 A 0002/0c 70000001

収納代行会社

地方税統一QRコード

納付手段別割合(件数別)の推移
(市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)

納付手段	R3	R4	R5	R6	R7
コンビニ収納	37.3%	37.0%	36.9%	36.5%	36.3%
クレジットカード	2.1%	1.8%	2.3%	2.6%	2.8%
スマホ決済	0.3%	3.2%	4.6%	6.2%	7.3%
口座振替	23.3%	23.6%	23.7%	23.9%	23.6%
金融機関窓口	37.1%	34.5%	32.0%	30.1%	28.9%
共通納税等	0.0%	0.0%	0.5%	0.8%	1.0%

スマホ決済が急拡大 0.3% → 7.3%(+7.0pt)

令和 8 年 7 月 21 日
(2026 年)
市 税 審 議 会 資 料
税 務 部 市 民 税 課

原動機付自転車のご当地ナンバープレートについて

1 概要

原動機付自転車のナンバープレートは、市区町村の裁量で形状や図柄を決めることができるため、全国各地独自のイラスト、ご当地キャラなどを入れたオリジナルデザインのご当地ナンバープレートが交付されています。吹田市では令和 3 年(2021 年)8月にご当地ナンバープレートの交付を開始し、令和 7 年(2025 年)10月1日にデザインを刷新しました。

2 新ご当地ナンバープレート標識イメージ

新ナンバープレートには、ガンバ大阪オフィシャルマスコットの「モフレム」と吹田市のイメージキャラクター「すいたん」、そして吹田市をイメージした街並みがあしらわれています。

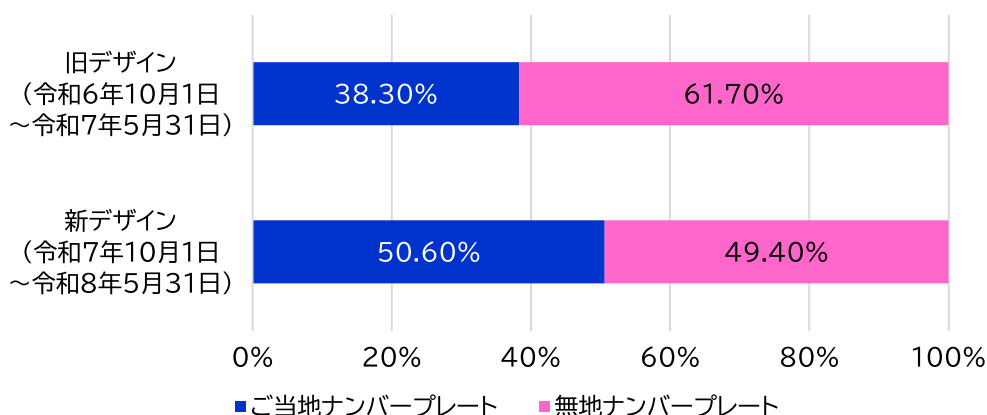


※交付されるナンバープレートの色は車輛の動力(排気量等)に応じて変わります。

3 新ご当地ナンバープレートの交付率

新ご当地ナンバープレートの交付率は、旧デザインを大幅に上回ることから、市民にもご好評をいただいております。市への愛着の醸成に寄与しています。

ご当地と無地ナンバープレートの交付率



※ナンバープレート交付時にご当地か無地かは市民の方に選択いただいています。
※新規標識交付(登録)者のみを集計

市民税の納付を案内する不審なメールに対して注意喚起を行いました（報告）

1 経過

5 月上旬に全国的に市民税の納付を案内する不審なメールが送られる案件が相次いだため、市民に対して注意喚起を行いました。

2 実施媒体

- ・ 市ホームページ
（トップページ「大切なお知らせ」
にも掲載）
- ・ 吹田市公式 LINE
- ・ デジタルサイネージ



3 その他

今後も市民が税に関して詐欺等にあうことがないよう、情報収集に努め、注意喚起をおこなっていきます。

吹田市市税審議会規則

制 定	平成24年6月1日	吹田市規則第53号
改 正	平成28年3月31日	吹田市規則第24号
改 正	令和元年6月25日	吹田市規則第1号
改 正	令和6年3月29日	吹田市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市市税審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市税の賦課徴収について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 租税に関し専門的知識を有する者

(3) 市内の商工業に関し専門的知識又は経験を有する者

(4) 消費生活に関し専門的知識を有する者

(5) 労働者の生活、労働条件その他労働に関し専門的知識を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後1年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、税務部市民税課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に在任する吹田市市税審議会規程を廃止する告示（平成24年吹田市告示第208号）による廃止前の吹田市市税審議会規程（昭和32年吹田市告示第51号）（以下「旧規程」という。）第3条第1号に規定する委員は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規程第3条第2号に規定する委員（以下この条において「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第32号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めるとします。

ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条（公文書の公開義務）各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

2. 傍聴の要領

(1) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。

(2) 一般席の傍聴人の定員

- 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
- 2) 傍聴希望者（報道関係者を除く）が上記1)に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。

(3) 一般席の傍聴の手続

- 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
- 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。

(4) 傍聴人の守るべき事項

- 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
- 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- 3) 会議の様子を撮影し、録音しないこと。
- 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3. 傍聴に関する会長の職務

(1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命じることができるものとします。

- (2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。